

政治資金残りあと

102,215円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

前回までの残高	142,578円
印刷代（ビラ印刷代）	19,857円
交通費（駐車場、燃料代）	14,234円
携帯電話代	8,472円
会場費差額	800円
寄付（アンドウさん）	-3,000円
合計 00/2/2～00/3/2	40,363円

寄付は、さがみ信用金庫普0051228タケマツセイサケンキュウカイ

市政を考える

月刊武松

発行日

00/3/6

第10号

たけまつ

ただし

頒布責任者： **武松 忠**

武松政策研究会

商業地域の高層マンション！？

市民運動の方向性がずれている。

最近、商業地域に高層マンション（13階建て）の建設が申請され、数千名の署名を集め、議会に陳情書が提出されています。

陳情の趣旨は、日照権、電波障害、プライバシーを覗かれている気がする。都市景観に反する。建設予定地は市が買い取るべきだなど一見正論のように聞こえます。まず、建築物に関する法律を解説します。

■建築基準法

- ・建物の強度や耐震性を構造等で制限しています。

■都市計画法

土地利用に関する計画

市街化区域及び市街化調整区域など、土地利用について規制・誘導するための計画です。

都市施設に関する計画

道路、公園、下水道など都市にとって必要な施設について定める計画です。

市街地開発事業に関する計画

土地地区画整理事業、市街地再開発事業などの事業について定める計画です。

地区計画

- ・地区ごとの特性に応じて定める詳細計画です。
- ・建物の用途、高さ、容積率、色彩等の制限や、地区道路、公園の配置など詳細な計画を定め、景観の優れたより良いまちづくりを進めることができます。
- ・住民が地区の将来等について話し合った上で、地区計画を定めることを市役所などに申請することもできます。

■行政手続法

- ・申請から許可までの期間を定め、行政側の都合等により許可を出す時期を遅らせることをできないように制限しています。

■小田原市都市景観条例

景観形成地区

市が指定し、その地区住民が協議会をつくり、市の

援助を受けながら、景観形成を進めます。

自主的景観形成地区

ある範囲の地区の住民の発意によって景観形成に取り組むことができます。市は、活動を支援します。

眺望保全地区

市は優れた眺望を保全するために地区を指定し、住民の協力を得ながら積極的に景観形成を図ります。

特徴

- ・補助金の交付（基準に適合しているもの）
- ・眺望保全地区の場合、工作物及び土地を所有者の申出に基づき、市が買い取ることができる。
- ・虚偽の届出や、勧告に従わなくても、その旨の公表による社会的制裁のみ。

■高層マンション建設を阻止できるか？

- ・建築基準法、都市計画法に沿っていれば、市は、定められた期間以内に建築確認や開発行為許可を出さなければならない。



建設阻止はできない。

■乱開発防止のためにしなければならないこと。

- ・都市計画法の地区計画を利用する。
住民が地区の将来等について話し合った上で、地区計画を定めることを市役所に申請する。

署名が数千も集まっているのであれば、地区計画を用いて、法的に強制力をもった規制ができます。

ただし、せまい範囲では適用できないので、少なくとも街区単位の計画を話し合わなければなりません。

その住民の総意や既存の建物との整合性等が必要ですが、署名者がその地域の住民であればかなり実現性が高いでしょう。

高層マンション建設反対の市民運動は、対行政でなく、地区計画を市民が作る方向で進めるべきと考えます。

後のまつり

議員になって、色々な事業の経緯を聞く機会が増えました。

その時の判断が、今考えると間違えだったとか、あの時こうしておけば良かった等、結果論だから何でも言えるのかもしれませんが、行政や議員も仕事の意味、将来のあるべき姿を考えて行かないと同じ間違いを繰り返してしまいます。

例えば、小田原厚木道路のインターチェンジの位

置ですが、当時の計画では、小船と荻窪（市立病院横）であったものが、地域住民の反対により、小船は、二宮に、市立病院横がいこいの森下になってしまいました。

小田原市では、ありませんが、あの八景島シーパラダイスも当初は、熱海にできる予定だったそうです。これも地元の反対により、八景島に行ってしまったとのこと。

共に今になって、「あの時反対していなければ」と言う声を聞くそうです。

The Voice 今までに頂いたご意見から

図書館に図書館司書は何人いるのですか？

市内在住 30代 女性

- ・図書館司書は、市立2名、かもめ2名、で主に購入する本の選択、配置を担当しています。
- ・かもめ図書館の開館時間は、午前9時から午後5時まで、第1水曜日を除く水曜日と金曜日は、午前9時から午後7時。
- ・金曜日の時間延長は、平成8年4月から、水曜日の時間延長は、平成10年4月から実施しました。
- ・時間延長の職員は、金曜日がフレックスで対応し、水曜日は、超過勤務で対応しています。
- ・かもめ図書館の5時から7時までの利用者数は、100名程度でほとんどが、リピータ。



小田原市かもめ図書館

- ・貸出した本の返却率は、97～99%
- ・図書館における貸出し業務の比率は、1割程度
- ・平成11年4月よりCDの貸出しを始めており、好評を博しています。（かもめ図書館）
- ・平成11年度図書館費予算は、2億2377万円（平成10年度は、2億7917万円）

武松政策研究会 勉強会のお知らせ

どなたでもお気軽に参加下さい。

テーマ：「青少年健全育成の現場から」

報告者：小田原市青少年補導員 小嶋憲司氏

日時：3月18日（土） 18：00～20：00

場所：小田原市民会館 4階 第1多目的室

参加費：100円

出欠席の連絡は、不要です。当日、直接現地に来てください。

終了後、懇親会（実費3000円程度）を行います。

